備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十七　陸上自衛隊富士駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	須走四百八十一番地二十七
対象防衛関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十八　陸上自衛隊滝ケ原駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	中畑二千九十二番地二
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	中畑（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	川柳、柴怒田、中畑及び仁杉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	静岡県駿東郡小山町	須走（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

八十九　陸上自衛隊駒門駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	駒門五丁目一番
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	神山、駒門及び中山（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	大坂、神山（次の図面に示す部分に限る。）、神山平一丁目から三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、駒門（次の図面に示す部分に限る。）、駒門一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、中清水（次の図面に示す部分に限る。）、中山（次の図面に示す部分に限る。）及び二子（次の図面に示す部分に限る。）、富士見原一丁目から三丁目まで、駒門一丁目、神山平一丁目から三丁目まで、中清水、中山、富士見原一丁目から三丁目まで及び二子（以外の次の図面に示す地域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

九十　陸上自衛隊板妻駐屯地

対象防衛関係施設の所在地	静岡県御殿場市	板妻四十番地一
対象防衛関係施設の区域	静岡県御殿場市	板妻（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	静岡県御殿場市	板妻、印野、竈、川島田、神場、永塚及び保土沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。